○野沢温泉村地域活性化支援事業補助金交付要綱

平成12年６月９日要綱第７号

改正

平成13年３月29日要綱第４号

平成19年３月15日規則第５号

令和２年３月10日要綱第３号

野沢温泉村地域活性化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、住民による「地域づくり」を支援するため、住民が行う地域の活性化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、野沢温泉村補助金等交付規則（昭和42年野沢温泉村規則第５号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業及び補助率等）

第２条　前条に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 経費 | 補助率 |
| 地域活性化事業 | 区、組並びに団体（以下「団体等」という。）が自ら行う新たな地域づくりや、住民参加型のイベントを行うために要する経費。ただし、団体等の人件費を除く他、施設整備にあたってはイベント関連施設に限る。また、収入においては、他からの補助金等がある場合は、補助対象経費から補助金等の額を控除する。 | 区、組にあっては、補助対象経費の８割以内とし、一事業につき30万円を限度とする。  団体にあっては、補助対象経費の６割以内とし20万円を限度とする。 |

２　交付対象者は、区、組並びに村内に所在する５名以上の団体とし、村長が認めた者とする。

３　補助金の交付は、同一事業に対し年１回とし、３年を限度とする。ただし、事業で整備する施設（備品含む）については２ヶ年以内、且つこの合計額は前１項表の限度以内とする。

（補助金交付の申請）

第３条　補助金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野沢温泉村地域活性化支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書

(２)　収支予算書

(３)　組織の規約（団体のみ）

(４)　その他村長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第４条　前条の規定する申請書の提出があったときは、別に設置する地域活性化支援事業補助金審査委員会において内容を検討し、補助金交付の可否を申請者に通知するものとする。

（審査委員会）

第５条　前条に規定する申請書の内容を審査するため、地域活性化支援事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第６条　委員会は、次の各号に掲げる者で組織し、村長が委嘱する。

(１)　副村長

(２)　総務課長

(３)　観光産業課長

(４)　建設水道課長

(５)　民生課長

(６)　教育次長

(７)　有識者（２名以内）

２　委員会に会長を置く。会長は副村長とする。

（会議）

第７条　会議は会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

（補助金交付の変更申請）

第８条　補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第３条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、速やかに野沢温泉村地域活性化支援事業変更承認申請書（様式第２号）にその他村長が必要と認める書類を添付して、村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付の決定の取消し及び返還）

第９条　村長は、補助対象者が次の各号の一つに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(１)　この要綱の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(２)　補助金を使用目的以外に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(３)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(４)　特別の事情により事業の実施が不可能となったとき。

（実績報告）

第10条　補助対象者は、事業が完了したときは、野沢温泉村地域活性化支援事業実績報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに村長に提出しなければならない。

(１)　事業実績書

(２)　収支精算書（事業に係る領収書等証拠書類の写し）

(３)　その他村長が必要と認める書類

（補助金交付の請求）

第11条　補助対象者は、補助金の支払（概算払を含む。）を受けようとするときは、野沢温泉村地域活性化支援事業補助金交付（概算払）請求書（様式第４号）を村長に提出しなければならない。

（事後活動）

第12条　補助金の交付を受けた者は、地域活動に積極的に協力するものとする。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年３月29日要綱第４号）

この要綱は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月15日規則第５号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月10日要綱第３号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。